

## 基本方針

障害者雇用については、平成30年4月から精神障害者が障害者雇用率に算入されたことに伴い、法定雇用率も引上げられて当面2.2%で施行されている。

また、障害者総合支援法が改正施行されて、定着支援事業が障害福祉サービスに新たに加わったことにより、働く障害者に対する取り組みはますます進展してきている。

こうした中、当事業団は障害者雇用をめぐる状況の変化に合わせ「ワークサポート杉並・事業推進プラン」(2019～2023年度)を昨年度、新たに策定したところである。

このプランの概要は以下のような構成になっている。

「相談から職場定着まで切れ目のない支援」

- (1) 相談環境の整備と相談機能の充実
- (2) 安定して働き続けられるための支援
- (3) 多様な働き方のできる職場の開拓

「働くための能力の向上を支援」

- (1) 発達障害者に対する支援の強化
- (2) 就労移行支援事業の充実
- (3) 働くために必要な生活力の向上

「関係機関の連携による支援力の向上」

- (1) 区内福祉施設への支援・連携の促進
- (2) 特別支援学校との連携の強化
- (3) 関係機関との連携強化

今年度以降、このプランの実現に向けて各年度の事業計画の中にプラン推進事業を重点事業と位置付け、着実に実施していくことになる。特に今年度はプランを軌道に乗せる重要な年度となるため、四半期ごとに進捗状況を把握しながら事業実施を図ることとする。

また、これらの事業に携わる職員についても人材育成計画にもとづき研修等を通じて能力のいっそうの向上に努めるものとする。